

令和3年第10回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和3年10月4日（月）午後2時00分から午後3時00分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 中村 茂、 小林 司朗、 可児 博恭、 玉木 武義、 伊藤 卓、 栗本 京治、 樋口 孝男
農地利用最適化推進委員	佐橋 和弘、 勝野 仁司、 奥村 松市
欠席を要請した農業委員・農地利用最適化推進委員	奥村 久光、 若尾 英夫、 奥村 武司、 奥村 富雄、 中根 章子 熊澤 政行、 奥村 廣二、 飯田 繁好、 鈴木 好則、 奥村 榮造、 三宅 静喜
事務局	事務局長 高井美樹、 課長 杉山尚示、 係長 金澤 貴、 再任用職員 前田 晃
議案	第51号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第52号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第53号 農地法第5条第1項の規程による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第54号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第55号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第56号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和3年第10回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、新型コロナウイルス感染防止対応として、人数を制限した9名で、定足数に達しております。 また、推進委員の出席は3名です。
議長	これより、令和3年第10回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、4番小林司朗委員、7番可児博恭委員の両名を指名します。

議 長 続きます、日程第 2、議案第 51 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 2、議案第 51 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転 1 件です。

受付番号 1 番は、大森の方と大森の方との間における売買による所有権移転で、3 条許可を求めるものです。

大森地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移転は妥当と考えます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

伊藤委員 受付番号 1 番、大森お願いします。

農業委員 10 番の伊藤が報告します。

申請地は、譲渡人の夫が耕作していましたが、昨年急死され耕作、管理できなくなり、相談があった農地です。隣接地で耕作している地元の方が、購入され耕作すると話がまとまり、今回申請されたもので、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員 【質疑なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 本案件について、許可することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、許可することに決しました。

議 長 続きます、日程第 3、議案第 52 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 3、議案第 52 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月は 3 件の申請がありました。

受付番号 1 番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で隣接地を一体利用して乳類販売業店舗、休憩所、駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、既設のコンクリートブロック擁壁により防ぐとのことです。

令和元年7月頃から店舗を建築して利用しているため、始末書が提出されています。
受付番号2番は、広見の方が農地転用の許可を求めるもので、広見5丁目地内で共同住宅2棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを敷設するとのことです。

開発協議が必要で、都市計画法の申請済みです。

受付番号3番は、広見の方が農地転用の許可を求めるもので、広見7丁目地内で共同住宅1棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを敷設するとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、土田お願いします。

小林委員 農業委員4番、小林が報告します。

土田渡地内の多目的広場として整備されている場所に隣接し、木曽川渡し場遊歩道利用者等を対象に乳類販売所と休憩所を追加整備されます。計画図面では、雨水は自然浸透としており、周辺農地への影響もなく、始末書も提出されており、問題ないと思います。

議長 受付番号2番、3番、広見お願いします。

樋口委員 農業委員13番、樋口が報告します。

受付番号2番は、広見区画整理地内の農地で、道路側溝、上下水道ともに整備されており、問題ないと思います。ただし、東側に農地があり、被害防除策をしっかりと行っていたら、問題ないです。

受付番号3番は、山岸区画整理地内で、こちらも、道路側溝、上下水道ともに整備されており、問題ないと思います。ただし、西側で一部農地に隣接していますので、被害防除策をしっかりと行っていたら、問題ないです。

議長 受付番号1番の案件について、地元委員の説明では、雨水は自然浸透とありましたが、説明資料では、道路側溝となっています。

どちらになるか、事務局の説明をお願いします。

事務局 当初は自然浸透としていましたが、現在工事施工中の土田多目的広場への進入道路が整備されるため、道路側溝への雨水排水を計画図面に追加記載していただきました。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【質疑なしの声多数】

議長 意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 本案件について、許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、本案件は許可相当として市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第4、議案第53号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 なお、受付番号8番の案件が、日程第5、議案第54号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4、議案第53号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転に伴う農地転用許可申請について説明します。

事務局 今回の申請の内訳は、売買による所有権移転が5件、贈与による所有権移転が2件、貸借権の設定が1件の合計8件です。

事務局 また、日程第5、議案第54号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、売買による所有権移転が1件で、今月の申請件数は1件です。

事務局 受付番号1番は、下恵土の方と岐阜市の法人が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

事務局 転用事業者は、今渡地内で分譲住宅3棟を建築するとのことです。

事務局 立地基準判定は、第3種農地です。

事務局 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

事務局 周辺農地等への被害防除策は、水路が間にあり、隣接農地はありません。

事務局 現時点では、東側隣接地で開発が行われ、一体開発となるため都市計画法の開発許可が必要な案件ですが未申請です。

事務局 東側隣接地の開発は、平成30年12月18日に検査済証が交付されていることから、3年経過する令和3年12月19日から都市計画法の許可は不要となります。

事務局 受付番号2番は、川合の方と下切の方が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

事務局 転用事業者は、川合地内で一般個人住宅を建築するとのことです。

事務局 立地基準判定は、第3種農地です。

事務局 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。隣接農地はありません。

事務局 受付番号3番は、多治見市の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

事務局 転用事業者は、下恵土地内で4区画に宅地分譲するとのことです。

事務局 立地基準判定は、第3種農地です。

事務局 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。隣接農地はありません。

事務局 令和元年4月頃から公園用具置場として利用しているため、始末者が提出されていません。

受付番号4番は、多治見市の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地です。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等の被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号5番は、下恵土の方と下恵土の方が、贈与による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で隣接地を一体利用して自宅への進入路、駐車場敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地です。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリートブロックにより防ぐとのことです。始末者が提出されています。

受付番号6番は、審議見送りです。

受付番号7番は、下切の方と今渡の法人が、賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下切地内で資材置場の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地です。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等の被害防除策は、既設のコンクリート擁壁により防ぐとのことです。

平成28年4月頃から資材置場として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号8番は、愛知県春日井市の方と東京都西東京市の法人が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、淵之上地内で、隣接地を一体利用して進入路整備と分譲住宅2棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となり、代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

事業計画変更、受付番号1番と同時申請ですから続けて説明します。

事業計画変更、受付番号1番は、愛知県春日井市の方と東京都西東京市の法人が、売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、淵之上地内で、隣接地を一体利用して進入路整備と分譲住宅2棟を建築するとのことです。

当初事業者は、一般個人住宅を建築する予定でしたが、コロナ禍の影響により事業を実施できなくなったとのことです。事業継承者は、隣接する宅地に分譲住宅2棟を建築し、進入路として整備したいとのことです。

立地基準判定等は、5条申請の説明と同じです。

受付番号9番は、兼山の方と兼山の方が、贈与による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、兼山地内で隣接地を一体利用して庭の敷地にするとのこと。

立地基準判定は、第2種農地となり、一体利用地に隣接する狭小地で、先月の5条申請地の境界確認時に、越境していることが判明して、今回申請された案件です。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、既設のコンクリートブロックにより防ぐとのこと。

昭和43年頃からブロックを設置し、庭として利用しているため、始末書が提出されています。面積が小さいため贈与とのこと。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

菱川委員 受付番号1番は、農業委員1番、菱川が報告します。

受付番号1番は、今渡の鳴子近隣公園東の農地で、東側隣接地で開発が行われ、3年以内であり、現時点では開発協議が必要な案件ではありますが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、3年経過すれば開発協議の必要が無くなります。

転用については、問題ないと思います。

議長 受付番号2番、川合をお願いします。

大澤委員 農業委員2番、大澤が報告します。

受付番号2番は、土地改良のエリア内の農地ですが、周辺は宅地化され、道路、上下水道等整備されており、隣接農地も無く問題ないと思います。

議長 受付番号3番から5番、下恵土をお願いします。

中村委員 農業委員3番、中村が報告します。

受付番号3番は、下恵土沓井地内の農地で、隣接地に農地は無く、道路に囲まれており、問題ないと思います。

受付番号4番は、3番と同じ沓井地内の農地です。転用により埋立てして宅地化することには問題ありませんが、西側隣接農地の雨水が申請地側への勾配となっており排水に問題があると現地確認しました。また、北側の水路の取り扱いについて、どう処理されるか確認をお願いしたい。

事務局 北側水路は土地改良区の水路であり、張りコンクリートを施工されます。

大澤委員 西側農地の排水について、説明資料には、隣地所有者への説明済みとなっており、承諾、同意が得てあるものとして処理して良いと思います。

中村委員 隣接農地の排水については、いろいろなケースがあるが、取り扱いを統一できないか。

事務局 農地の排水については、申請箇所によりいろいろな状況があり統一するのは難しいので、計画図面や現地確認で問題箇所を洗い出し、確認や再検討、訂正をお願いして、総会で審議をお願いしています。コロナの影響で事務局と同行して現場確認ができていない現状ですから、委員さんだけの現地確認時に疑問や問題がありましたら、総会前に連絡をいただき、解決をして地元委員からの発言で報告していただきたいと思います。

中村委員 受付番号5番は、既存の住宅敷地の隣接農地を転用して住宅敷地を拡張し、進入路、

駐車場敷地とするもので、問題ないと思います。

議長 受付番号7番、下切お願いします。

玉木委員 農業委員8番、玉木が報告します。

下切地内の農地で、平成27年度に畑地転換の申請をして施工後、平成28年4月頃から資材置場として使用していたため、始末書が提出されています。今回申請して資材置場として再整備して貸されるということです。被害防除は既設のコンクリート擁壁を利用し、雨水は自然浸透、上下水道は、資材置場、仮現場事務所で仮設トイレを設置利用するため利用がありません。

始末書が提出されており、転用されても問題ないと思います。

議長 受付番号8番、及び事業計画変更受付番号1番、渕之上お願いします。

栗本委員 農業委員12番、栗本が報告します。

可児川に接した宅地と一体利用して分譲住宅2棟を建築するための進入路として整備するもので、以前5条で審議しており、問題ないと思います。

議長 受付番号9番、兼山お願いします。

樋口委員 農業委員13番、樋口が報告します。

先月審議をいただきました土地の隣接地で、測量した結果、一部が譲受人の土地に入り込んでいたため転用申請されました。昭和43年から宅地として使用しており始末書が提出されております。雨水排水は、既存宅地と一緒に道路側溝へ排水され、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

中村委員 受付番号1番の案件について、転用申請地内にゴミ置き場があったが、転用申請は必要ないですか。

事務局 今回の転用申請で、始末書が提出されています。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

議長 受付番号1番については、隣接地と3年以内の申請であるため、現時点では、開発協議が必要な条件付き案件として処理していいですか。

事務局 はい、条件付き案件としての処理となります。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 議案第53号及び第54号について、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第53号及び第54号は、許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第6、議案第55号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。

事務局
 それでは、事務局に説明を求めます。
 日程第6、議案第55号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。
 申請は1件です。
 受付番号1番は、塩河の方が所有する塩河地内の畑です。
 該当農地は、昭和31年頃まで耕作していましたが、昭和31年、昭和44年にそれぞれ住宅を建築し、昭和61年に増築し、現在に至るとのことです。
 隣接する宅地、約100㎡と一体利用されています。

議長
 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
 受付番号1番、塩河お願いします。

可児委員
 農業委員7番、可児が報告します。
 宅地として住宅等が建築されています。周辺に農地も無く、非農地として問題ないと思います。

議長
 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員
 【質疑なしの声多数】
 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
 本案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員
 【異議なしの声多数】
 異議ないものと認め、本案件は承認することに決しました。

議長
 続きまして、日程第7、議案第56号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。
 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局
 日程第7、議案第56号、農業経営基盤強化促進法第18号第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。
 今月の申請件数は、2件です。
 受付番号1番の案件は、二野の方と二野の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。
 二野地内の該当農地について、令和8年10月までの5年間、利用集積を図るものです。
 受付番号2番の案件は、瀬田の方と土田の方との間での新規の使用貸借権の設定です。
 瀬田地内の該当農地について、令和8年10月までの5年間、利用集積を図るものです。

議長
 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員
 【質疑なし】
 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
 本案件について、これを承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員
 【異議なしの声多数】
 異議ないものと認め、本案件はこれを承認し、市に報告することに決しました。

議長 以上を持ちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。
はじめに、農地の適正管理の9月指導分について報告します。
別添資料1をご覧ください。(件数は14件)
近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。
農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。
続きまして、9月中に届出のありました農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について報告します。
今回は、7件の相続に伴う届出があり、田は12筆、6,715㎡、畑は12筆、4,128㎡で、田と畑の合計は24筆で、面積は10,843㎡でした。
それでは、今後の日程について説明します。
次回の現地確認は、10月29日の金曜日を予定しています。
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。
また、令和3年度第11回農業委員会総会は、11月4日木曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。
8月調査をお願いした遊休農地調査について、未提出の方は総会終了後、提出をお願いします。
活動計画の提出では、毎月の遊休農地パトロールを活動実績として、記載して提出をお願いします。

議長 これをもちまして、令和3年第10回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。